

新潟県条例第32号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（法人税割の税率の特例）</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成29年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">（産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税）</p> <p>8 <u>知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）第2条第1項に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したものに</u>対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。</p> <p><u>(1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人</u> 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内（当該期間の末日が平成29年3月31日後である場合には、同日</p>	<p style="text-align: center;">（法人税割の税率の特例）</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成24年7月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成24年7月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略）</p>

の属する事業年度又は連結事業年度の末日まで)

(2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から6年以内 (当該期間の末日が平成29年3月31日後である場合には、同日の属する事業年度又は連結事業年度の末日まで)

9 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、平成24年4月1日から平成26年3月31日までに事業用地 (産業立地促進条例第4条に規定する事業用地をいう。)を取得し、又は借り受けていたものについては、前項の規定中「平成24年8月1日から平成26年3月31日まで」とあるのは、「平成24年8月1日から平成28年3月31日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。

10 前2項の規定は、産業立地促進条例第5条に掲げる事業である場合に限り、適用する。

11 第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人は、規則で定めるところにより、知事に申告しなければならない。

12 知事は、第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受ける法人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。